

不動産ビジネス専門家協会
PREB通信

第六回

合同会社・資産管理会社としての運営形

不動産の賃貸経営を行う上で資産管理会社は非常に身近な存在といえる。今回は資産管理会社としての合同会社を設立する際のポイントについて解説する。

これまで個人資産家が、合規会社はこの定款自治における自由度が高く、会社法に規定される原則と異なる定款の複数の合同会社を設立してきました。

裕層が資産管理会社を設立する主たる理由は、法人税率や経費計上などがもたらす節税られています。将来、家族への承継も念頭に入れた資産管理会社としては、資産家の二一

效果があります。我が社は、これまでに、複数の会社が関わる資産管理会社の設立に際して、会社形態としては、賞利目論などのメリットがあります。

株式会社または合規会社という選択肢を、説明するわけですが、その比較において設立・合規会社の業務執行・損益の分配に関する原則は、業務執行については出資額に関係な

管理コストが安価な会社を選択されるケースが多い。決権が与えられており、損益については各社員の出資割合によります。今回、資産管理会議で1議題が討議されました。

社としての高金利に分配されるときれいで、一般に知られています。これら原則に対するコスト面でのメモとして、定款に定めるところにより、社員の議決権リット以外で会社法などによる、社員の議決権

の権力においては、社員間において傾斜をつけること、また一部の社員について無議決権とす。

今月の筆者

●プロフィール

1996年司法書士試験合格
海外ロースクール留学、外資系金融機関法務部勤務を経て2011年にイントリム司法書士事務所・株式会社イントリムを開業。
外資系金融機関、ファンド、上場企業、スタートアップベンチャー、PWM対応等に対する企業法務全般及び商業登記に関するサービスを多く提供している。



イントリム司法書士事務所(芝オフィス)
パートナー司法書士
河原 正幸

コラムのご感想・ご意見は下記まで！

一般社団法人不動産ビジネス専門家協会
東京都千代田区神田東松下町28番地
小林ビル101 (03-3527-1876)
<http://www.fudosan-ro.biz/>

定款自治の優位性

会社の基本的なル

損益についても、出資割合に関係なく、分配比率を調整する」とも可能です。

資産の承継

す。つまり、死亡した後見開始の審判について、改正されるこ
社員の出資持分は相続され、改正されるこ
承認されず、持分の私
とがございませんでし

判
立員の高給比半

の維持

判事つ見が必認等の煩わしい手続きを等の煩わしい手続きを
すると、持分を移転するための書類の用意は必要となります。が
かなり簡易な手続きで完了することができます。

合同会社の注意事項

家族への資産承継を目的とした資産管理会社の場合、持分会社持有的以下の法定退社事由について注意する必要があります。

■社員の死亡
社員が死亡すると原則、退社事由となりま

社員が死亡すると原則、退社事由となりますが、

A black and white portrait of a middle-aged man with short hair, wearing a dark suit jacket over a light-colored shirt. He is looking slightly to his left with a neutral expression. The background is plain and light.

の法定退社事由として
以前から規定されてい

第三者的関与を取り入れるなどの仕組みづくりが必要となります。